

改正

平成21年3月26日規則第7号

平成21年10月30日規則第27号

平成22年4月1日規則第23号

平成24年4月1日規則第12号

平成27年4月1日規則第15号

平成29年3月27日規則第5号

令和3年3月30日規則第10号

伊達市企業広告掲載規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市の広報紙等の資産に掲載を行うことができる民間企業等の広告（以下「企業広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 企業広告を掲載ができる市の資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) だて市政だより
- (2) 伊達市ホームページ
- (3) 市の使用する封筒
- (4) 市の刊行物
- (5) その他市長が掲載を適当と認めるもの

(掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載を行うことができる企業広告は、次の事項に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 市民にいかなる不利益をも与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗及び慣習を尊重したものであること。
- (5) 本市の条例等及び関係法令並びに社会秩序を遵守したものであること。

2 前項の規定に反するもののほか、次の各号のいずれかの事項に該当する企業広告は、掲載を承認しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告又は名刺広告及びこれらに類するもの
- (4) 投機心又は射幸心をあおるもの及びおそれのあるもの
- (5) 市が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- (6) 青少年の健全育成を阻害するもの及びおそれのあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれのあるもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (11) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年伊達市告示第14号）に規定する競争入札参加資格制限措置を受けている者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適当でないと市長が認めるもの
(掲載の優先順位)

第4条 企業広告の掲載を行うことができる民間企業等の掲載の優先順位は、次の順位によるものとする。

- (1) 民間企業等のうち公共性のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (2) 前号以外の民間企業等で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
(企業広告の掲載位置等)

第5条 企業広告の掲載を行うときは、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分に配慮しなければならない。

2 だて市政だよりに掲載する企業広告の掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 表紙から7ページまで及び最終ページを除くページの下1段

- (2) 規格 横180ミリメートル及び縦45ミリメートルの枠又は横87ミリメートル及び縦45ミリメートルの枠
- (3) 枠数 8枠以内
- (4) 掲載期間 発行月号を単位とし、連続して掲載できる期間は市長が必要と認めた場合を除き12箇月分を限度とする。

3 伊達市ホームページに掲載する企業広告の掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 トップページにおいて市が指定した位置
- (2) 規格 縦60ピクセル、横150ピクセル、データ容量5キロバイト以下及び形式G I F 89 A
- (3) デザイン、色彩等 伊達市ホームページと調和がとれたものとし、市と協議を要するものとする。
- (4) 枠数 10枠以内
- (5) 掲載期間 1箇月を単位とし、連続して掲載できる期間は市長が必要と認めた場合を除き12箇月を限度とする。ただし、当該掲載期間内に、市の都合により伊達市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖時間に応じ次表右欄のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖時間	延長期間
3時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖時間を24で除し、切上げて得た数値の日数

4 市の使用する封筒に掲載する企業広告の掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 長形3号封筒
 - ア 掲載位置 裏面
 - イ 規格 縦8センチメートル以内及び横9センチメートル以内
 - ウ 枠数 2枠
 - エ 刷色 市長が別に示す単色
 - オ 掲載期間 市長が別に示す作成枚数の使用期間（概ね1年間）
- (2) 角形2号封筒
 - ア 掲載位置 裏面
 - イ 規格 市長が別に示す大きさ
 - ウ 枠数 市長が別に示す枠数

エ 刷色 市長が別に示す単色

オ 掲載期間 市長が別に示す作成枚数の使用期間（概ね1年間）

(3) 前2号以外の封筒

ア 掲載位置 裏面

イ 規格 市長が別に示す大きさ

ウ 枠数 市長が別に示す枠数

エ 刷色 市長が別に示す単色

オ 掲載期間 市長が別に示す作成枚数の使用期間

- 5 市の刊行物及びその他市長が掲載を適当と認めるものの掲載位置等は、その都度市長が別に定めるものとする。

(広告料)

第6条 企業広告の掲載に係る料金（以下「広告料」という。）は、次のとおりとする。

(1) だて市政だより

ア 横180ミリメートル及び縦45ミリメートルの枠 発行月号1枠当たり20,000円

イ 横87ミリメートル及び縦45ミリメートルの枠 発行月号1枠当たり11,000円

(2) 伊達市ホームページ 1箇月1枠当たり20,000円

(3) 市の使用する封筒 その都度市長が別に定める額

(4) 市の刊行物及びその他市長が掲載を適当と認めるもの その都度市長が別に定める額

(伊達市企業広告掲載審査委員会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、伊達市企業広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、総務部長、総務部秘書広報課長、財務部管財課長及び産業部商工観光課長をもって組織する。

- 3 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。

- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指示する委員がその職務を代理する。

- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 7 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。

- 8 委員会の庶務は、総務部秘書広報課及び財務部管財課が協力して処理する。

(掲載希望者の公募等)

第8条 企業広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、だて市政だより及び伊達市ホームページ等により行うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する企業広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、企業広告の掲載について案内をすることができるものとする。

(掲載の申込)

第9条 広告掲載希望者は、企業広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案その他指定の書類を添えて、市長に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該企業広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を求めるものとする。

2 前項に規定する企業広告の掲載の可否決定において、同一の掲載位置に対し第4条に規定する優先順位を同じくする複数の民間企業等の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、企業広告の掲載の可否を決定したときは、企業広告掲載承認通知書（様式第2号）又は企業広告掲載非承認通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(広告内容の承認等)

第11条 前条第3項の規定により企業広告掲載が承認された申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物等（以下「原稿等」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、提出された原稿等について、掲載することが適当でない認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

(広告料の納付)

第12条 広告料は、掲載の承認後、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、一括により前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告の掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により企業広告の掲載を止めるときは、書面により当該企業広告の掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。

(掲載の取消し)

第14条 市長は、市の行政運営上支障があるとき又は指定期日までに原稿等を提出しなかったとき若しくは指定期日までに広告料の納付がなかったときは、企業広告の掲載を取り消すことができる。

(広告料の返還)

第15条 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかつた場合は、この全部又は一部を返還することができる。この場合において、返還する広告料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、掲載した企業広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 原稿等の作成経費は、広告主が負担するものとする。

3 市長は、第14条の規定により企業広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

4 広告主は、企業広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

5 広告主の責に帰すべき理由により企業広告の掲載が適当でなくなつたときは、広告主は当該広告主の企業広告を掲載している広告媒体の作成費用額を限度として賠償の責を負うものとする。

(広告媒体所管課が行う事務)

第17条 第2条第4号又は第5号の広告媒体を所管する課は、第5条に規定する企業広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間等掲載に伴い必要な事項及び第6条に規定する広告料の決定その他企業広告の掲載に関する事務を行うものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、企業広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第23号)

